

## 農業支援員（地域おこし協力隊）募集要項

### <概要>

鹿児島県錦江町は、大隅半島の南部に位置し、鹿児島湾に面した温暖な海岸地帯や照葉樹林が広がる冷涼な高原地帯、その中間にある台地地帯など多様な地形や気象環境を活かし、多くの農産物を生産している農業の町です。

当町の農業は、ピーマン、ミニトマトなどの施設園芸、ゴボウ、キャベツ、レタス、ネギ、バレイショなどの露地野菜のほかお茶など多様な作物を生産しており、また、黒毛和牛の子牛生産や養豚、ブロイラーなど畜産もさかんです。

農作業の負担軽減を図るスマート農業、自然環境への負担軽減を図る環境保全型農業などにも積極的に取り組んでおり、持続可能な農業への転換を推し進めているところです。

しかし、人口減少や高齢化が加速している中で、農業者の減少と遊休農地の拡大が大きな課題であり、将来の地域農業の担い手となる農業者の確保・育成が何よりも急務であることから、国の地域おこし協力隊制度を活用し、当町で農業を学び、農業を職業として定住していただける方を募集します。

任用期間中は、行政や農業の関係機関・団体に構成する錦江町担い手育成総合支援協議会が中心となって、研修拠点農家と連携し、農業技術や経営方法等の基礎的な研修を実施するほか、町内の複数の先進農家等での様々な営農体験を通じて、自分に合った営農モデルを見つけ、任用後の就農先（独立自営を含む）の選択を支援（マッチング）します。

1 募集人員 2 名（求める人材：錦江町の地域農業を継承する事に貢献する意欲を有する人）

2 活動場所 鹿児島県錦江町内

3 任用期間

開始日 原則として令和6年4月1日ですが、事情がある場合には相談に応じます。

終了日 令和6年度に任用開始の場合、初年度は令和7年3月31日まで。初年度終了日以降、勤務成績が良好であれば令和7年度まで更新できます（原則2年）。

4 活動内容

(1) 1 年目：基本的な農業技術や経営方法の習得するため、研修拠点農家で農作業に従事しながら幅広い農業経験を積んでいただきます。

(2) 2 年目：希望する営農モデルを実践している研修拠点農家で農作業に従事しながら営農実践や就農準備を行っていただきます。

※ 慣行農法の研修になります。研修拠点農家で生産される作物は、ピーマン、サツマイモ、ゴボウ、キャベツ、レタス、バレイショなどがあります。

※ 地域の水源保全、環境保全、住民生活支援等の活動にも参加していただきます。

※ 地域おこしの支援（地域のお祭りやその他イベントに参加）や、地域力の維持・強化に資するために必要な活動にも参加していただきます。

5 応募条件

令和6年4月1日現在で、原則として満20歳以上、満40歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方

(1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から錦江町に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方（錦江町出身で、現在、前記都市地域等に住民票を有し、Uターンを希望する方も含む）

(2) 普通自動車免許を有する方

(3) パソコンの一般操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる方

(4) 任用期間終了後、錦江町内で就農し定住する意思のある方

## 6 任用形態・勤務条件

- (1) 任用形態 会計年度任用職員
- (2) 報酬月額 176,900 円（社会保険料等自己負担分を含む。時間外等の手当はなし）
- (3) 期末手当 任用期間等に応じて、6 月期、12 月期に支給
- (4) 保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険
- (5) 勤務時間 1 週間につき 5 日
  - ※ 原則午前 8 時 30 分～午後 5 時（うち休憩 1 時間、勤務時間 7 時間 30 分）
- (6) 休暇 年次有給休暇（10 日）、  
特別休暇（結婚、病気、忌引休暇、夏季休暇（3 日）等）
- (7) その他 活動期間中は車両、ノート PC を町が貸与します。  
住居費は、3 万円を上限に町が賃借料を負担します。  
天候や生育状況により、勤務時間の変更があります。

## 7 応募手続き

- (1) 応募方法 随時、応募を受け付けます。ただし、採用者が決定した場合は募集を終了します。
- (2) 提出書類
  - ① 錦江町地域おこし協力隊応募用紙（ホームページよりダウンロードしてください）
  - ② 職務経歴書（ホームページよりダウンロードしてください）
  - ③ 次のテーマで執筆した論文を提出してください。  
テーマ「錦江町で実践したいわたしの農業」（1,000 字程度、任意様式）

## 8 選考方法

- (1) 第 1 次選考：提出された応募書類を審査のうえ、第 2 次選考に進む方を決定します。
  - (2) 第 2 次選考：第 1 次選考合格者を対象に錦江町において 5 泊 6 日のインターン及び面接による審査を行います。日時等は第 1 次審査結果と併せて通知します。
  - (3) 最終選考の結果は、第 2 次選考実施後に文書で通知します。
- ※ 第 2 次選考に要する交通費・宿泊費・インターンの滞在費の一部を支給します。（交通費・宿泊費の支給金額は、受験者一人あたり 4 万円上限。第 2 次選考終了後に領収書等を提出していただき、4 万円を上限にかかった経費分についてお支払いします。また、インターンの滞在費は、1 日あたり 12,000 円を支給します。）

## 9 申し込み・問合せ

〒893-2302

鹿児島県肝属郡錦江町城元 9 6 3 番地

錦江町 産業振興課 生産振興チーム（担当：小川 純一）

電話 0994-22-3034

Fax 0994-22-1951

E-mail seisan@town.kinko.lg.jp